

那覇市公報

号外第 7 3 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 4362
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（市民生活安全課）
…………… 4366
- 那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例（市民生活安全課）…………… 4367
- 那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）… 4372
- 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
（クリーン推進課）…………… 4375
- 那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条
例の一部を改正する条例（建築指導課）…………… 4376
- 那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
（人事課）…………… 4385
- 那覇市手数料条例の一部を改正する条例（法制契約課）…………… 4387

条 例

那覇市条例第16号
平成29年 9 月 29 日

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(失業者の退職手当) 第14条 [略] 2～6 [略] 7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1) [略] (2)～(3) [略] 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに	(失業者の退職手当) 第14条 [略] 2～6 [略] 7 [略] (1) [略] (2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u> ア <u>特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> (3)～(4) [略] 8 [略]

定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4) 〔略〕 (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 〔略〕 9～14 〔略〕 付 則	(1)～(4) 〔略〕 (5) 公共職業安定所、<u>職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者</u>の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額 (6) 〔略〕 9～14 〔略〕 付 則 <u>23 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第14条第7項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 〔表 別記〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第8項第5号の改正規定及び付則第3項の規定は平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後那覇市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第14条第7項(新条例付則第23項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 3 退職職員(退職した那覇市職員退職手当支給条例第1条の職員をいう。)であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第14条第8項(第5号に係る分に限り、那覇市職員退職手当支給条例第14条第12項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

[改正後 別記]

[付則第23項の表]

第14条第7項	第28条まで	第28条まで及び附則第5条
第14条第7項 第2号	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの	イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

那覇市条例第17号

平成29年9月29日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市情報公開・個人情報保護審査会	[略]
	那覇市老人ホーム入所判定委員会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市情報公開・個人情報保護審査会	[略]
	那覇市空家等対策審議会	空家等の適切な管理及び対策の推進に関すること。
	那覇市老人ホーム入所判定委員会	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市条例第18号
平成29年 9 月 29 日

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。 (2)～(12) [略] (開示義務) 第12条の2 実施機関は、開示請求があった	(定義) 第2条 [略] (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u> ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u> イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u> (2) <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項の個人識別符号をいう。</u> (3)～(13) [略] (開示義務) 第12条の2 [略]

ときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる場合を除き、開示請求をした者（以下この条において「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～ウ 〔略〕

(5)～(7) 〔略〕

2 〔略〕

（事業者に対する指導等）

(1)～(3) 〔略〕

(4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア～ウ 〔略〕

(5)～(7) 〔略〕

2 〔略〕

3 開示請求に係る保有個人情報に第1項第4号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（事業者に対する指導等）

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあるとき認めるときは、事実を明らかにするため必要な限度において、当該事業者に対し、関係資料の提出、質問その他の調査について協力を要請することができる。 2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該取扱いの是正又は中止を勧告することができる。 3 市長は、前項の是正又は中止を勧告しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。 4 市長は、事業者が第1項の資料の提出等の要請を拒んだとき、又は第2項の指導又は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。 5 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ書面により当該公表をする理由、意見を述べるべき日時及び場所を通知しなければならない。 [別表第2 別記]	第32条 市長は、事業者が個人情報の保護のための適切な措置を自主的に講ずることができるように、指導及び助言を行うものとする。 [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(那覇市情報公開条例の一部改正)
- 2 那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公文書の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。 (1) [略] (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ [略] (3)～(4) [略] 2 [略]	(公文書の公開義務) 第7条 [略] (1) [略] (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～エ [略] (3)～(4) [略] 2 [略]
備考 本則の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第2(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～カ [略] キ 障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者福祉法(昭和35年法律第37

		号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。) ク～コ 〔略〕
(2)～(40) 〔略〕		

〔改正後 別記〕

別表第2(第8条の3関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	〔略〕	〔略〕 ア～カ 〔略〕 キ 障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。) ク～コ 〔略〕
(2)～(40) 〔略〕		

那覇市条例第19号

平成29年 9 月 29 日

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号の養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子縁組里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者)として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 (法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) [略] (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。	(法第2条第1項の条例で定める者) 第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号の養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。 (法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 [略] (1)～(5) [略] (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情） 第4条 法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。 （育児短時間勤務をすることができない職員） 第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） <u>法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> （2） [略] （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第11条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （1）～（6） [略] （7） 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。	支障が生じることとなったこと。 （育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情） 第4条 法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、<u>当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</u> （育児短時間勤務をすることができない職員） 第10条 [略] （1） <u>地方公務員法第26条の6第7項又は法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u> （2） [略] （育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第11条 [略] （1）～（6） [略] （7） 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、<u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、<u>当該育児短時間勤務に係る子について育児短時</u>
---	---

	間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第20号

平成29年 9 月 29 日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（罰則） 第35条 第23条の4各項の規定による命令に違反した者は、 <u>1万円</u> 以下の過料に処する。	（罰則） 第35条 第23条の4各項の規定による命令に違反した者は、 <u>5万円</u> 以下の過料に処する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第35条に規定する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

那覇市条例第21号

平成29年 9 月 29 日

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年那覇市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（建築物の外壁等の面の位置の制限） 第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線、隣地境界線又は地区施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第12条の5第2項第3号</u>に規定する施設をいう。以下同じ。）までの距離は、別表第3の計画地区に応じ、同表ア欄（1）の区分に従い、それぞれ同欄（2）に掲げる距離以上でなければならない。 2 〔略〕 （かき又はさくの構造の制限） 第8条 <u>かき又はさく</u>の構造の制限は、別表第3の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げるとおりとする。ただし、<u>門</u>については、この限りでない。 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕 〔別表第3 別記〕	（建築物の外壁等の面の位置の制限） 第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線、隣地境界線又は地区施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）<u>第12条の5第2項第1号</u>に規定する施設をいう。以下同じ。）までの距離は、別表第3の計画地区に応じ、同表ア欄（1）の区分に従い、それぞれ同欄（2）に掲げる距離以上でなければならない。 2 〔略〕 （<u>垣又は柵</u>の構造の制限） 第8条 <u>垣又は柵</u>の構造の制限は、別表第3の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げるとおりとする。ただし、<u>次に掲げるもの</u>については、この限りでない。 （1） <u>門</u> （2） <u>法令又は他の条例の規定に基づき設置する塀で、市長が安全上その他の理由によりやむを得ないと認めたもの</u> 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕 〔別表第3 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に久茂地牧志地区地区整備計画区域の項を加える改正規定及び別表第2に久茂地牧志地区地区整備計画区域の項を加える改正規定は、この条例の公布の日後最初の当該区域に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更の告示があった日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第1（第2条関係）

名称	区域
小禄金城地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された那覇広域都市計画小禄金城地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
〔略〕	
大名市営住宅地区地区整備計画区域	〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第1（第2条関係）

名称	区域
小禄金城地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項（ <u>同法第21条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。</u> ）の規定により告示された那覇広域都市計画小禄金城地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
〔略〕	
大名市営住宅地区地区整備計画区域	〔略〕
空港南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された那覇広域都市計画空港南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
久茂地牧志地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された那覇広域都市計画久茂地牧志地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

〔改正前 別記〕

別表第2（第3条—第6条関係）

地区整備計画区域及び再開発地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ	オ
		建築してはならない建築物	建築物の容積率の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度（㎡）	建築物の高さの最高限度（m）	建築物の高さの最低限度（m）
小禄金城地区地区	〔略〕					
	センター	次に掲げる建築物	〔略〕			

整備計画 区域	地区	(1)～(2) 〔略〕 (3) 法別表第2(ち)項第4号に掲 げる建築物 (4)～(8) 〔略〕	
〔略〕			
壺川地区 地区整備 計画区域	〔略〕	次に掲げる建築物 (1)～(6) 〔略〕 (7) 法別表第2(ち)項第4号に掲 げる建築物 (8)～(10) 〔略〕	〔略〕
久茂地地 区地区整 備計画区 域		次に掲げる建築物 (1)～(5) 〔略〕 (6) 法別表第2(ち)項第4号に掲 げる建築物 (7)～(9) 〔略〕	
松山地区 地区整備 計画区域		次に掲げる建築物 (1)～(5) 〔略〕 (6) 法別表第2(ち)項第4号に掲 げる建築物 (7)～(8) 〔略〕	
泊地区地 区整備計 画区域		次に掲げる建築物 (1)～(4) 〔略〕 (5) 法別表第2(ち)項第4号に掲 げる建築物 (6)～(7) 〔略〕	
〔略〕			
那覇新都 心地区地 区整備計 画区域	〔略〕		
	商業業務 地区(E— 1)	次に掲げる建築物 (1)～(2) 〔略〕 (3) 法別表第2(ち)項第4号に掲 げる建築物 (4)～(6) 〔略〕	〔略〕
	〔略〕		
	商業業務 地区(E— 3)	次に掲げる建築物 (1)～(2) 〔略〕 (3) 法別表第2(ち)項第4号に掲 げる建築物 (4)～(6) 〔略〕	〔略〕
那覇新都 心地区再 開発地区 整備計画 区域	〔略〕	次に掲げる建築物 (1) 1階又はこれに類する階で道 路及び2号施設(都市再開発法 (昭和44年法律第38号)第7条の8 の2第2項第2号に規定する施設	

		としての公共空地をいう。以下同じ。)に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物 (2)～(4) 〔略〕 (5) 法別表第2(ち)項第4号に掲げる建築物 (6) 〔略〕
〔略〕		
大名市営住宅地区 地区整備 計画区域	〔略〕	

備考 この表における計画地区及び道路の名称及び位置並びに2号施設の位置は、都市計画法第14条第1項に規定する計画図に定めるところによる。

〔改正後 別記〕

別表第2(第3条―第6条関係)

表第2(第9条) 第10条関係

地区整備 計画区域 及び再開 発地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ	オ
		建築してはならない建築物	建築物 の容積 率の最 低限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度(m ²)	建築物 の高さ の最高 限度 (m)	建築物 の高さ の最低 限度 (m)
小禄金城 地区地区 整備計画 区域	〔略〕	〔略〕				
	センター 地区	次に掲げる建築物 (1)～(2) 〔略〕 (3) 法別表第2(ち)項第3号に掲 げる建築物 (4)～(8) 〔略〕	〔略〕			
〔略〕						
壺川地区 地区整備 計画区域	〔略〕	次に掲げる建築物 (1)～(6) 〔略〕 (7) 法別表第2(ち)項第3号に掲 げる建築物 (8)～(10) 〔略〕	〔略〕			
久茂地地区 地区整備 計画区域	〔略〕	次に掲げる建築物 (1)～(5) 〔略〕 (6) 法別表第2(ち)項第3号に掲 げる建築物 (7)～(9) 〔略〕	〔略〕			
松山地区 地区整備		次に掲げる建築物 (1)～(5) 〔略〕				

計画区域		(6) 法別表第2(ち)項第3号に掲げる建築物 (7)～(8) [略]			
泊地区地区整備計画区域		次に掲げる建築物 (1)～(4) [略] (5) 法別表第2(ち)項第3号に掲げる建築物 (6)～(7) [略]			
[略]					
那覇新都心地区地区整備計画区域	[略]				
	商業業務地区(E—1)	次に掲げる建築物 (1)～(2) [略] (3) 法別表第2(ち)項第3号に掲げる建築物 (4)～(6) [略]		[略]	
	[略]				
	商業業務地区(E—3)	次に掲げる建築物 (1)～(2) [略] (3) 法別表第2(ち)項第3号に掲げる建築物 (4)～(6) [略]		[略]	
那覇新都心地区再開発地区整備計画区域	[略]	次に掲げる建築物 (1) 1階又はこれに類する階で道路及び2号施設に面する部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物 (2)～(4) [略] (5) 法別表第2(ち)項第3号に掲げる建築物 (6) [略]			
[略]					
大名市営住宅地区地区整備計画区域	[略]				
空港南地区地区整備計画区域	スポーツ、レクリエーション、業務地区	次に掲げる建築物 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) 診療所(患者の収容施設があるものに限る。) (3) 図書館、博物館その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、認定		1,000	

		<u>こども園、福祉ホームその他これらに類するもの。ただし、保育所で他の建築物に附属するもの（他の建築物内に存するものに限る。）については、この限りでない。</u> (5) <u>老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</u> (6) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。ただし、ゲームセンターで他の建築物に附属するもの（他の建築物内に存するものに限る。）で、当該建築物の延べ面積の4分の1を超えないものについては、この限りでない。</u> (7) <u>畜舎（次に掲げる店舗に附属し、かつ、当該店舗と同一の建築物内に存するものを除く。）</u> <u>ア 愛玩動物の販売業を営む店舗で、他の建築物に附属し、かつ、当該他の建築物内に存するもの</u> <u>イ 飼育動物の診療の業務を営む店舗で、他の建築物に附属し、かつ、当該他の建築物内に存するもの</u>				
久茂地牧 志地区地 区整備計 画区域	商業地区	<u>次に掲げる建築物</u> (1) <u>キャバレー、料理店その他これらに類するもの（客の接待をしないものを除く。）</u> (2) <u>ナイトクラブその他これに類するもの</u> (3) <u>法別表第2（ち）項第3号に掲げる建築物</u> (4) <u>ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの。ただし、ゲームセンターで他の建築物に附属するもの（他の建築物</u>				

		内に存するものに限る。)で、当該用途に供する床面積の合計が50m ² を超えないものについては、この限りでない。 (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 葬儀場				
	職住文化 地区	次に掲げる建築物 (1) キャバレー、料理店その他これらに類するもの(客の接待をしないものを除く。) (2) ナイトクラブその他これに類するもの (3) 法別表第2(ち)項第3号に掲げる建築物 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの。ただし、ゲームセンターで他の建築物に附属するもの(他の建築物内に存するものに限る。)で、当該用途に供する床面積の合計が50m ² を超えないものについては、この限りでない。 (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫 (7) 葬儀場 (8) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店若しくは展示場に供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が10,000m ² を超えるもの				
	住宅地区	葬儀場				

備考

- この表における計画地区及び道路の名称及び位置並びに2号施設の位置は、都市計画法第14条第1項の計画図に定めるところによる。
- この表及び前項において「2号施設」とは、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)附則第3条第1項の旧都市再開発法第7条の8の2第2項第2号に規定する施設としての公共空地をいう。

〔改正前 別記〕

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整備計画 区域及び再開 発地区整備計 画区域の名称	計画地区の 名称	ア		イ
		建築物の外壁等の面の位置の制限		<u>かき</u> 又は <u>さく</u> の制限
		(1)	(2)	
[略]				
大名市営住宅 地区地区整備 計画区域	[略]			

備考 この表における計画地区、道路及び地区施設の名称及び位置は、都市計画法第14条第1項に規定する計画図に定めるところによる。

〔改正後 別記〕

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整備計画 区域及び再開 発地区整備計 画区域の名称	計画地区の 名称	ア		イ
		建築物の外壁等の面の位置の制限		<u>垣又は柵</u> の制限
		(1)	(2)	
〔略〕				
大名市営住宅 地区地区整備 計画区域	〔略〕			
<u>空港南地区地 区整備計画区 域</u>	<u>スポーツ、 レクリエー ション、業 務地区</u>	<u>外壁等の面から地区 施設の境界線までの 距離</u>	1.5m	<u>高さが0.6mを超える 場合は、次に掲げるも ののいずれかでなけれ ばならない。 (1) 生垣 (2) 高さが0.6mを超 える部分が網状その 他これに類する形状 であるもの</u>
		<u>外壁等の面から地区 境界線<1>(那覇空港 自動車道に接する部 分を除く。)までの距 離</u>	1.5m	
		<u>外壁等の面から隣地 境界線までの距離</u>	1.0m	

備考 この表における計画地区、道路及び地区施設の名称及び位置は、都市計画法第14条第1項の計画図に定めるところによる。

那覇市条例第22号

平成29年 9 月 29 日

那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(2) [略] <u>(3)～(4) [略]</u> <u>(5)～(7) [略]</u> <u>(8) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u> <u>(9)～(10) [略]</u> (公平委員会の報告) 第3条 [略] 2 前項の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。 (1)～(2) [略]	(任命権者の報告) 第2条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) 職員の人事評価の状況</u> <u>(4)～(5) [略]</u> <u>(6) 職員の休業の状況</u> <u>(7)～(9) [略]</u> <u>(10) 職員の研修の状況</u> <u>(11)～(12) [略]</u> (公平委員会の報告) 第3条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) 苦情の処理に関する状況</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市条例第23号

平成29年 9 月 29 日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例（平成24年那覇市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、<u>法令又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の<u>規定による特定の者のためにする事務</u>の手数料について、必要な事項を定めるものとする。 （手数料の減免） 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を減免することができる。 （1）～（4） [略] （5） 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬に係る別表第2第11項、<u>第18項第1号又は第25項に掲げるものの請求があったとき。</u> （6）～（7） [略] （8） [略] [別表第4 別記] [別表第5 別記]	（趣旨） 第1条 この条例は、<u>他の条例に定めるもののほか</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の<u>規定により徴収する手数料</u>について、必要な事項を定めるものとする。 （手数料の減免） 第6条 [略] （1）～（4） [略] （5） 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬に係る別表第2第11項、<u>第19項又は第26項に掲げるものの請求があったとき。</u> （6）～（7） [略] （8） <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第11条第2項の審理員（同法第9条第3項に規定する場合にあっては、同条第1項の審査庁）又は那覇市行政不服審査会条例（平成27年那覇市条例第51号）第2条の那覇市行政不服審査会が、別表第5第1号に規定する手数料の減免について経済的困難その他特別の理由があると認めるとき。</u> （9） [略] [別表第4 別記] [別表第5 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

- 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第1条、第6条第5号及び別表第4の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第5号の規定は前項ただし書の規定による施行の日以後に、改正後の第6条第8号及び別表第5(1)の号の規定は平成30年1月1日以後にそれぞれ申請を受理するものから適用する。

(那覇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 3 那覇市固定資産評価審査委員会条例(昭和47年那覇市条例第78号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(費用の納付) <u>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項の交付を受ける者は、委員会の規程で定めるところにより、当該交付を受ける書類の写し等の作成及び送付に要する費用を納付しなければならない。</u> <u>2 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第4項の手数料は、無料とする。</u> (議事についての調書) <u>第11条 書記は、第7条から第9条までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</u> 2 [略] <u>第12条～第14条 [略]</u>	(議事についての調書) <u>第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</u> 2 [略] <u>第11条～第13条 [略]</u>
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 2 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 〔略〕

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)～(3) 〔略〕			
(4)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査((5)の号に該当する場合を除く。)	〔略〕	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) 〔略〕 イ 非住宅部分(基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) 〔略〕 ウ～エ 〔略〕
(5)	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ評価機関等(非住宅部分については登録機関)による審査を受けたもの)の認定の申請に対する審査	〔略〕	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 非住宅部分(基準省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) 〔略〕 イ 非住宅部分(基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) 〔略〕 ウ～エ 〔略〕

(6)～(9) 〔略〕

備考 〔略〕

7 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 〔略〕

6 〔略〕

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)～(3) 〔略〕			
(4)	〔略〕	〔略〕	〔略〕 ア 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「基準省令」という。)第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) 〔略〕 イ 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) 〔略〕 ウ～エ 〔略〕
(5)	〔略〕	〔略〕	〔略〕 ア 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) 〔略〕 イ 非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。) (ア)～(カ) 〔略〕 ウ～エ 〔略〕
(6)～(9) 〔略〕			

備考 〔略〕

7 〔略〕

〔改正前 別記〕

別表第5(第2条関係)

その他のもの

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	その他諸証明	〔略〕	

[改正後 別記]

別表第5(第2条関係)

その他のもの

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	行政不服審査法第38条第1項 (同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。)の提出書類等の写し等又は同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の主張書面若しくは資料の写し等の交付	審査請求提出書類等の写し等の交付手数料	用紙(A3判(日本工業規格A列3番をいう。以下同じ。)以下の大きさに限る。)1面につき、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 ア 白黒 10円 イ カラー(A3判未満の場合) 50円 ウ カラー(A3判の場合) 80円
(2)	その他諸証明	[略]	